

答 申

第 1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が、部分開示とした「工作物新築等及び公共用財産使用許可申請書（添付書類含む）」（以下「本件公文書」という。）のうち、別表記載の箇所については不開示とすべきである。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

沖縄県情報公開条例（平成 13 年沖縄県条例第 37 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づく開示請求に対し、平成 30 年 5 月 31 日付けで実施機関が行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）について、条例第 16 条第 1 項に規定する第三者である特定企業（以下「審査請求人」という。）が本件処分の取消を求めたものである。

2 審査請求の理由

部分開示決定に対する処分の一部不開示を求める。

今回一部開示となる部分に、栈橋運用方法等の情報が含まれており、それらが競合他社に流出することで、当社が不利益を被る可能性がある。

3 審査請求人の意見書の要旨

（1）「安和栈橋工事 工程案」の「3. 栈橋工事 (2) 鋼管杭工事」欄について

栈橋基礎工事を行うにあたり、鋼管杭の本数や太さ、打ち込み深さは栈橋の強度や施行方法に係る重要なデータとなる。鋼管杭の本数が開示されることで、栈橋基礎工事の施工方法の推測や工事費の算出に利用される可能性があり、施工業者の技術的ノウハウの流出防止のために不開示としたい。

（2）「安和栈橋計画概要」について

①「1. 施設の目的(1)～(3)」欄

県内セメントの弊社のシェアは年々減少している。そのような情勢の中、セメント製造原価低減は弊社の重要課題である。セメント船の規模や副原料の海上輸送コストについては、船舶の規模が分かれば容易に想定できる。また船舶規模から、どのような廃棄

物が受入可能となるのか、製造原価がどれくらい削減できるのかを推測できる。よって、県内セメントシェア確保のため不開示としたい。

②「1. 施設の目的(4)～(5)」欄

既設栈橋の運用方法や特定品目の資材出荷が可能となる栈橋であることが明るみになれば、弊社で計画している経営戦略を他社が推測することは容易であり、そこから県内セメント価格等の変動やシェアの面からも不開示としたい。

③「3. 計画案の概要」欄

沖合距離と栈橋周辺の水深データとを合わせることで、船舶規模を推定することは容易であるため不開示としたい。

④国際船舶の使用頻度が少ないため、SOLAS条約の対象港とはならないが、国際港湾施設の保安対策として、情報の流出によるテロの標的となるリスクはさけるべきと考えている。

第3 実施機関の説明要旨（弁明書）

実施機関の提出した弁明書によれば、本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

審査請求人の主張に対し、以下の理由により否認する。

「安和栈橋工事 工程案」について、審査請求人は「施工業者の技術的ノウハウの流出が懸念される」と主張する。しかし、鋼管杭の本数は技術的及び生産技術上のノウハウには該当しないため、「法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは認められず、条例第7条第3号の規定による不開示情報に該当しないとした。

「安和栈橋計画概要」について、審査請求人は「当該情報を開示することによって製造原価、経営戦略、船舶の規模等を推測可能」と主張する。しかし、競合他社がこれらを推測する蓋然性に乏しく、「法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは認められず、条例第7条第3号の規定による不開示情報に該当しないとした。

第4 審査会の判断理由

1 本件公文書について

本件公文書は、特定企業から実施機関に提出された「工作物新築等及び公共用財産使用許可申請書（添付書類含む）」である。

審査請求人は、添付書類の「安和栈橋工事 工程案」に記載されている「3.

「栈橋工事 (2)鋼管杭工事」欄と、「安和栈橋計画概要」に記載されている「1. 施設の目的」(1)から(5)及び「3. 計画案の概要」(1)から(3)欄を条例第7条第3号に該当し、不開示とすべきと主張しており、実施機関は原処分を妥当としていることから、以下、本件公文書の見分結果に基づき、当該部分の不開示情報該当性について検討する。

2 条例第7条第3号について

条例第7条第3号は、法人等に関する情報の不開示情報、又は事業を営む個人の当該事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めたものであり、「当該情報を公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については不開示とする旨を定めているものである。

ここで言う「法人等に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等と何らかの関連性を有する情報を指すものである。なお、法人等の構成員に関する情報も、法人等に関する情報であるものと考えられる。

また「当該法人等又は当該個人の権利」とは、法的保護に値する権利一切を指し、「競争上の地位」とは、法人等の公正な競争関係における地位を指し、「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等、法人等の運営上の地位を広く含むものであると解される。

そのほか「害するおそれ」があるかどうかの判断にあたっては、法人等の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等の憲法上の権利の保護の必要性、当該法人等と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

3 条例第7条第3号該当性

審査会では、本件公文書における条例第7条第3号該当性について、以下のとおり審査を行った。

(1) 「安和港栈橋工事 工程案」の「3. 栈橋工事 (2)鋼管杭工事」欄について

審査請求人は「鋼管杭の本数」について、栈橋基礎工事の施工方法の推測や工事費の算出に利用される可能性があるとして主張しており、当審査会としても、当該可能性及び施工業者の技術的ノウハウの流出となるおそれがあることが認められることから、法人に関する情報として不開示が妥当である。なお、当該本数以外の文言については、技術的ノウハウには該当せず、開示すべきである。

(2) 「安和栈橋計画概要」について

① 「1. 施設の目的 (1)から(5)」について

当審査会が見分したところ、当該公文書において、棧橋の規模や運用方法に関する情報、特定の船舶の規模に関する情報、特定の品目に関する情報、特定港の運用に関する情報、副原料の品目に関する情報等が記載された箇所については、審査請求人の技術的ノウハウに関する情報であり、公にすることにより、船舶の規模からセメント副原料の輸送コストが想定され、またどのような特定品目が受入可能となるのか、製造原価がどれくらい削減できるのかなど、審査請求人の経営戦略情報を競合他社が推測可能となることが認められ、これらは条例第7条第3号「法人等に関する情報」に該当し、不開示とすることが妥当である。

② 「3. 計画案の概要 (1)から(3)」について

当審査会が見分したところ、当該公文書において、特定の船舶の規模に関する情報、特定の品目に関する情報、棧橋位置等周辺の情報、特定の数値等が記載された箇所については、審査請求人の技術的ノウハウに関する情報であり、公にすることにより、棧橋周辺情報と特定の数値とを合わせることで船舶の規模が推測可能となり、審査請求人の経営戦略情報を競合他社が推測可能となることが認められ、これらは条例第7条第3号「法人等に関する情報」に該当し、不開示とすることが妥当である。

よって、別表記載のとおり判断する。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

別表

本件公文書の添付書類	審査請求人の意見		実施機関の決定	審査会の判断及び根拠規定	
	不開示を求める箇所	適用規定		判断	根拠規定
安和棧橋工事工程案	「3. 棧橋工事」の「(2) 鋼管杭工事」欄	条例第7条第3号(法人に関する情報)	開示	・本数は不開示	条例第7条第3号(法人等に関する情報)
安和棧橋計画概要	「1. 施設の目的」(1)～(5)	条例第7条第3号(法人等に関する情報)	開示	(1) ・本文: 不開示	
				(2) ・タイトルのうち12字目から17字目を不開示 ・本文: 不開示	
				(3) ・タイトルのうち9字目から11字目を不開示 ・本文: 不開示	
				(4) ・本文: 不開示	
				(5) ・タイトル: 不開示 ・本文: 不開示	
「3. 計画案の概要」(1)～(3)	条例第7条第3号(法人等に関する情報)	開示	(1) ・3字目から15字目を不開示		
			(2) ・24字目から31字目を不開示		
			(3) ・不開示		

沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
赤嶺 真也	弁護士	
井上 禎男	琉球大学教授	会長
上江洲 純子	沖縄国際大学教授	
植松 孝則	弁護士	会長職務代理者
儀部 和歌子	弁護士	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成30年8月7日	諮問書受理
平成30年10月4日	審議（第293回）
平成30年10月12日	審議（第294回）
平成30年10月30日	審議（第295回）